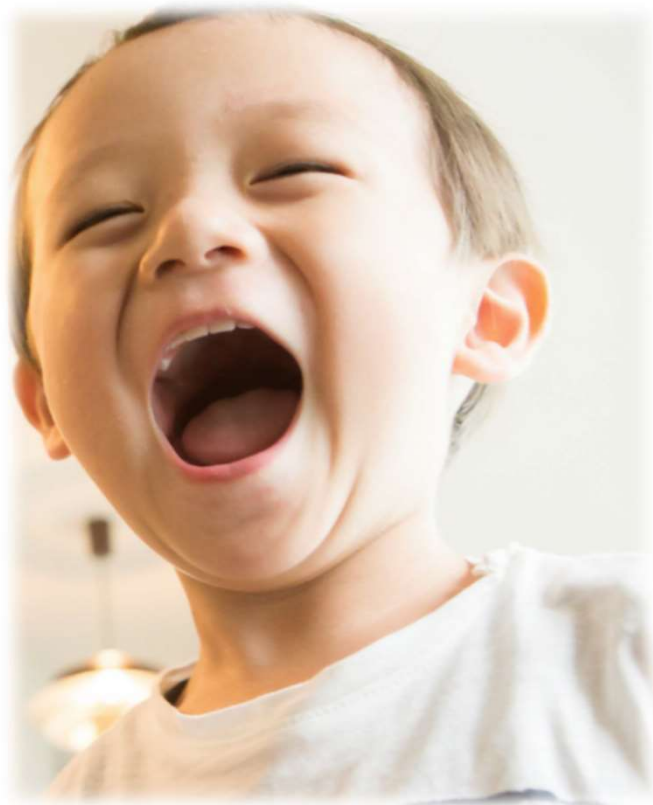


マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



空き家バンク登録物件を購入し、
空き家改修を行う方に！

空き家の改修に対し、甲府市から助成があります。

- ※ 子育て世帯は上限額アップ！
- ※ 各要件があります。

【フラット35】 地域連携型 (子育て支援)

当初**5**年間の
借入金利

年**0.5%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ！

※ 1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○甲府市空き家バンク活用促進助成金のご相談は



山梨県

甲府市
KOFU CITY

甲府市 まちづくり部
まちづくり総室 空き家対策課
☎ 055-237-5350



【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。
☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



山梨県 甲府市
KOFU CITY



甲府市は、四方を美しい山並みに囲まれた山梨県の県庁所在地で、総合的な都市機能を備えた県都として、中心的な役割を果たしております。日本一の溪谷美を誇る御岳昇仙峡に代表される豊かな自然に恵まれ、宝飾などの伝統産業やワインのまちとしても知られています。また、郷土の英雄、武田信玄公館跡に建設された武田神社、ミレーの絵画で有名な県立美術館など自然・産業・歴史・文化の調和がとれた魅力あふれるまちです。2019年に「こうふ開府500年」を迎え、甲府に住む人、訪れる人が心豊かに楽しめるまちづくりを進めています。

甲府市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



山梨県 甲府市
KOFU CITY



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

甲府市空き家バンク活用促進助成金

【主な要件】

対象住宅	甲府市空き家バンク登録物件	申請	令和6年4月1日以降に売買契約を締結したもので、その日から6か月以内までに申請すること
助成対象者	次の要件を満たす、売買契約の買い主 ・対象住宅を購入し、居住するために必要な改修工事を行う方 ・5年以上対象空き家に定住する意思を有する方 ・自治会に加入する方 ・市税を滞納していない方 ・工事の完了実績報告までに当該空き家への住民登録を行った方	対象工事	全てに該当すること ・市内施工業者が行う改修工事であること ・空き家の修繕、補修、模様替及び増改築に要する工事であること ・助成金の交付決定を受けた後に着手する工事であること

【助成額】 買い主

- 助成対象工事費の3分の1 上限30万円
・物件が居住誘導区域内または買い主が子育て世帯等 上限40万円
・物件がまちなかエリア内または物件が居住誘導区域内かつ買い主が子育て世帯等 上限50万円
※子育て世帯等…子育て世帯、新婚世帯、移住世帯

要件等の詳細については、甲府市空き家対策課へお問い合わせください。

【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

【フラット35】
地域連携型
(子育て支援)

金利の引下げ期間

当初**5年間**

金利の引下げ幅

年**0.5%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

＜注意事項＞●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。